HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ハプスブルク統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける森林政策 : 森林用益をめぐる国家規制と慣習的権利の対立と妥協
Author(s)	村上, 亮
Citation	スラヴ研究, 57, 97-122
Issue Date	2010
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47602
Type	departmental bulletin paper
File Information	SS57_004.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ハプスブルク統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける森林政策

—— 森林用益をめぐる国家規制と慣習的権利の対立と妥協 ——

村　上　　亮

はじめに

ハプスブルク帝国統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、全域を指す場合はボスニアとする）では住民の約 87% が農業を生業とし [(1)]、その経済を農業生産と家畜の衛生状態に依存する農業地域であった [(2)]。同時にこの地は、その面積の半分に相当する豊かな森林資源を有していた [(3)]。このような経済的性格を持つボスニアの統治において [(4)]、ハプスブルク帝国は軍事面に支出を集中させ、土地所有関係の解決を始めとする農業部門をなおざりにしたという批判が従来なされてきた [(5)]。先行研究の多くは、ハプスブルク統治期にみられた経

1 *Die Ergebnisse der Volkszählung in Bosnien und der Hercegovina von 10.Oktober 1910*, ed., Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Sarajevo: government of the province in Bosnia-Herzegovina, 1912), p. LVI. 帝国各地の農業従事者の割合は、オーストリア 53%、ハンガリー 60%、クロアティア 82%（1910 年）。Robin Okey, *The Habsburg Monarchy c. 1765-1918: From Enlightenment to Eclipse* (New York: St Martin's Press, 2001), p. 239.

2 *Parliamentary Paper*, Commons, 1898, vol. XCIV, [C. 8648–189.], Report for the Year 1897 on the Trade and Commerce of Bosnia and the Herzegovina, p. 1.

3 ハプスブルク帝国は、約 2170 万ヘクタールの森林を有していた。内訳は、オーストリア 980 万（地域の 33 %）、ハンガリー 920 万（同 28 %）、ボスニア 270 万（52 %）である。S. J., "Die Stellung des Holzbranche zu den Holzzöllen," in Verein für Socialpolitik, ed., *Beiträge zur neuesten Handelspolitik Österreichs* (Schriften des Vereins für Socialpolitik) 93 (Leipzig: Duncker & Humblot, 1901), p. 215.

4 ここでボスニア統治の経過を簡単に整理しておく。1875 年 7 月にヘルツェゴヴィナで勃発した農民反乱に端を発する東方危機とその結果開催されたベルリン会議（1878 年）により、ハプスブルク帝国が徴税権と新兵徴募を含む、ボスニア占領の全権を委任された一方で、オスマン帝国には名目上の主権が残された。Lothar Höbelt, *Franz Joseph I.: Der Kaiser und sein Reich* (Vienna: Böhlau, 2009), p. 40.　翌 1879 年、ボスニア行政の管理は共通財務省に移され、同省内にボスニア局が設置された。1908 年の併合とその後の地方憲法の公布、地方議会の設置（1910 年）後も、帝国両半部のいずれにも属さず、概ね従前の状況が続いた。ボスニアの法的立場は、ボスニア地方憲法第 1 条に「単一特別行政地域 ein einheitliches besonderes Verwaltungsgebiet」と書かれている。*Gesetz- und Verordnungsblatt für Bosnien und die Hercegovina* 1910 (Sarajevo: government of the province in Bosnia-Herzegovina, 1910), p. 22.

5 たとえばクラリャチッチは、肥大化した官僚機構と軍事費が、ボスニア財政を圧迫していたと述べている。Tomislav Kraljačić, *Kalajev Režim u Bosni i Hercegovini 1882–1903* (Sarajevo: Veselin Maslesa, 1987), p. 488.

済発展を消極的に理解する傾向が強く[6]、また帝国の土地・農業政策は常に失敗の烙印を押され続けてきた[7]。このようなボスニア統治に対する否定的な通説に対して、筆者はすでに、ハプスブルク当局が当地の土地問題を当事者間に決定的な対立を招くことなく解決すべく努め、大戦前夜には一定の成果をあげたことを確認した[8]。また別稿では、帝国がボスニアの基幹産業である農業と畜産の振興策により生産力の大幅な上昇を達成したことを跡づけ、またその増加が帝国との経済関係強化につながっていた可能性を示唆した[9]。

ところで、このような経済振興策は、農業にとどまるものであったのであろうか。ヨーロッパ有数の規模であったボスニアの原生林は、ハプスブルク本国から分離されたボスニア行政にとって、その財源確保のために重要であり[10]、また後に見るように、木材はボスニアの輸出品の中核を占めていた[11]。さらに、さまざまな家畜が財産の中心であったボスニア農民の経営と森林は不可分な関係にあったといえる[12]。以上のようなボスニア森林のもつ国民経済的な重要性にくわえ、当該期には木材と木材関連商品は、ハプスブルク帝国内において需要を増すと共に[13]、帝国の対外貿易においてもその重要性を高めていた[14]。このよう

---

6 Dzevad Juzbašić, “Neke karakteristike privrednog Razvitka Bosne i Hercegovine u Periodu od 1878. do 1914. Godine,” in Dzevad Juzbašić, *Politika i privreda u Bosni i Hercegovini pod austrougarskom upravom* (Sarajevo: Akad. Nauka i Umjetnosti Bosne i Hercegovine, 2002), pp. 141–153.

7 Kurt Wessery, “Die wirtschaftliche Entwicklung von Bosnien-Herzegowina,” in Alois Brusatti and Adam Wandruszka, ed., *Die Habsburgermonarchie 1848–1918*, 2nd ed., 1 (Vienna: Österreichische Akademie der Wissenschaften, 2005), pp. 562–566.

8 村上亮「ハプスブルク帝国統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける農地政策：1911 年『償却法』の分析を中心に」『歴史家協会年報』第 2 号、2006 年、49–63 頁。

9 村上亮「世紀転換期ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける農業政策：ハプスブルク帝国による周辺地域開発の展開」『西洋史学』第 234 号、2009 年、38–48 頁。

10 1890 年代初頭以来、ボスニア財政は国有林の年期払下げに豊富かつ継続的な財源を見出した。Kraljačić, *Kalajev Režim*, p. 495.　紙幅の関係上、ここではボスニア財政から直接ハプスブルク本国へもたらされる収入はなかった点のみを指摘しておきたい。Robert A. Kann, “Trends Toward Colonialism in the Habsburg Empire, 1878–1918: The Case of Bosnia-Hercegovina, 1878–1914,” in Rowney D. Karl and Orchard G. Edward, ed., *Russian and Slavic History* (Columbus: Slavica Publishers, 1977), p. 171.

11 David Spitzer, *Wegweiser für den Oesterreich.-Ungar. Handel mit dem Orient* 1887–1888 (Vienna: Koblischek, 1888), p. 1.

12 Geiger and Lebret, *Studien über Bosnien, die Herzegovina und die bosnischen Bahnen unter Beschreibung einiger genereller Tracirungs-Methoden* (Vienna: R. v. Waldheim, 1873), p. 7. ボスニアの住民が農耕よりも畜産を重視した最も大きな理由は、農産物には国家への 10 分の 1 税、ならびにクメット（主にキリスト教徒である分益小作人のこと。詳細は後述）は地主への貢納義務を負ったのに対し、家畜への課税が相対的に軽かった点にあった。また、農耕よりも少ない労働量、政情が不安定であったオスマン統治期末期には、動産として家畜が重視されていたことも挙げうる。*Die Landwirthschaft in Bosnien und der Hercegovina*, ed., Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Sarajevo: government of the province in Bosnia-Herzegovina, 1899), pp. 70–71.

13 たとえば鉄道路線拡張にともなう枕木、鉱山での使用、各種工場の拡張用、都市における住宅用資材としての需要増加などである。Johann Eissler, “Handel und Verkehr mit Forstproducten,” in *Geschichte der österreichischen Land- u. Förstwirtschaft und ihrer Industrien 1848–1898* vol. 4 (Vienna: Moritz Perles, 1899), p. 336.

な諸条件が、ボスニアの森林資源の活用を促したのではないだろうか。

ボスニアにおける森林開発については、幾つかの先行研究がある。ハプスブルク統治下ボスニアにおける工業化過程を論じたシュガーは、「森林産業はどちらかと言うと漸進的に発展した。それらは決して望まれる規模に達しなかったけれども、最終的にはボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける産業複合体の最も重要な一翼を担った」と述べ、森林産業の重要性を指摘すると共に、開発の一定の進展を示唆している[15]。またベゴヴィッチは、未公刊史料を用いて森林開発の実態を詳細に紹介し、これが入念に立てられた計画に沿って行われ、ボスニアの経済発展に貢献したと論じた[16]。住民の森林利用に関する問題は、イマモヴィッチが取り上げている。彼は「村落住民の需要を充足するために、広い共用林を必要とした。しかしオーストリア・ハンガリー当局は、国有林における農民の用益権を奪い取った」と述べ、その政策を批判した[17]。さらにハウプトマンは、土地所有関係を扱う中でムスリム地主と当局が森林所有をめぐって対立していたこと、またその問題に小作人の利害が絡み問題が複雑化していたことを検証した[18]。以上のことから、先行研究においては、森林開発に主な関心が向けられ、一定の評価がなされる一方、行政府が構築した森林行政制度や当局による住民の森林用益権の規制策については、体系的な検証作業がなされていないように思われる。

如上の研究状況をふまえ、本稿はハプスブルク統治下ボスニアにおける森林政策の実態とその特質を解明することを目的としたい。なお本稿の叙述は、ハプスブルク当局の作成した報告書や統計資料、ハプスブルク帝国の官僚が作成した史料にその多くを依拠している[19]。そのため、より客観的な分析は他日を期さざるをえないが、少なくともこれらの記録の分析から、統治者側の森林政策の意図を明らかにすること、また部分的ではあってもこれらの記録から住民側の態度を把握することは可能であると考えている。

---

14 Moritz von Engel, “Österreich-Ungarns Holzhandel und Holzexport,” in *Beiträge zur Wirtschaftskunde Österreichs* (Vienna: Hölder, 1911), p. 164.

15 Peter Sugar, *Industrialization of Bosnia-Herzegovina, 1878–1918* (Seattle: Washington University Press, 1963), p. 129. また森林産業は、セルロースパルプ製造、建具製造、マッチ生産、金属産業などの他産業へ好影響を与えた。Michael Palairet, *The Balkan Economies c. 1800–1914* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), pp. 219–221.

16 Branislav Begović, *Razvojni put šumske privrede u Bosni i Hercegovini u periodu austrougarske uprave (1878–1918) sa posebnim osvrtom na eksploataciju sŭma i industrijsku preradu drveta* (Sarajevo: Akad. Nauka i Umjetnosti Bosne i Hercegovine, 1978).

17 Mustafa Imamović, *Pravni položaj i unutrašnjo-politički razvitak BiH od. 1878. do 1918*, 3rd. ed. (Sarajevo: Magistrat, 2007), p. 70.

18 Ferdinand Hauptmann, *Die österreichisch-ungarische Herrschaft in Bosnien und der Herzegowina 1878–1918: Wirtschaftspolitik und Wirtschaftsentwicklung* (Graz: Institute of History of University Graz, Department of South-eastern Europe History, 1983).

19 本稿において主に使用する著書（Ludwig Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse und Einrichtungen Bosniens und der Hercegovina* (Vienna: Wilhelm Frick, 1905).）を書いたオーストリア森林行政の重鎮ディミッツは、オーストリア農務省第 10 局国有林技術局省参事官の要職にあったが、ボスニア森林行政には関与していなかった。

1. ボスニア森林と木材取引の概況

最初に、ハプスブルク当局のボスニア森林への理解から見ていきたい。ボスニア地方行政府の報告書（1882 年）は、これに関して以下のように記している。「森林はほぼ専ら国有財産である。しかしその森林には、非常に重い用益権が課せられている。森林は以前、人びとが使いうるあらゆる手段を駆使した容赦なき闘争の的であった。一部は、牧草地と耕地に必要な土地を獲得するため、一部は自家使用ならびに取引に用いる建設・燃料用木材を獲得するために破壊された。幸運にも大半の河川の水源地には、未だに自然の生育力をもつ広大な森林がある。つまり、依然として人間の手が及んでない、また交通手段のない原生林に、稠密な高木林が連なる。地域の丘陵状の前山の上には、斧と家畜の噛み傷によって損傷した非常に広大な牧草地・潅木地が広がる。そこには、耕地と居住地の飛び地が散開している [20]」。また、地方行政府が出版したカルスト地に関する報告では、「一部は木材利用のため、一部は放牧地の拡大と粗野な放牧地経営のために、以前に進捗した森林破壊の結果、藪と低木林については、大抵は家畜によって食いちぎられた背丈の低いオークの藪が残っているにすぎない」という記述が認められる [21]。これらの証言は、ボスニアが豊かな森林資源を持つ反面、それが十分に管理、活用されていないという当局側の理解を示している。

それでは、オスマン統治期の森林用益権はどのように規定されていたのだろうか。これについては、「森林は開放されていた。農民は家の建造、作業用具の生産、また地所境界を設定するために必要な木材を森林から伐採する権利をもっている」と説明されるように [22]、ほぼ無制限の用益権が認められていた。これが規制されるのは、タンズィマート改革期のことである。まず 1858 年土地法 [23] により、住民の用益権行使のための土地は共用地の範疇に括られた。共用森林 Baltalik に関する土地法第 91 条は、「古来より村落あるいは都市に木材伐採やその他の利用のために委ねられた森林において、当該地の住民は木材を伐採する唯一の権利をもっている」と定め、また共用放牧地 Mera は、第 97 条の記述から一つあるいは複数の村落に割り当てられた放牧地であることが分かる [24]。さらに、1869 年に制定された森林法は、森林を国有林、ワクフ林、共用林、私有林の 4 つに分類し、無主地の森林を国

20 *Die wirtschaftlichen Verhältnisse von Bosnien und Hercegovina* (Sarajevo: government of the province in Bosnia-Herzegovina, 1882), pp. 6–7.

21 Philipp Ballif, *Wasserbauten in Bosnien und der Hercegovina*, vol. 1 (Meliorationsarbeiten und Cisternen im Karstgebiete) (Vienna: Adolf Holzhausen, 1896), p. 31.

22 Andre Barre, *La Bosnie Herzegovine. Administration autrichienne de 1878 a 1903* (Paris: Louis Michaud, 1906), p. 169.

23 この目的は、合法的もしくは非合法的にさまざまな当事者によって掌握されてきた、土地証文授与権を一元的に国家の下に取り戻すことであった。江川ひかり「タンズィマート改革期におけるトルコ農村社会：土地法改正と行政・税制改革」『オリエント』38 巻 1 号、1995 年、63 頁。なお、同法では土地の範疇は、私有地 mulk、国有地 mirié、ワクフ mevkufé、共用地 metruké、無主地 mevat に分類されている。

24 *Sammlung der für Bosnien und die Hercegovina erlassenen Gesetze, Verordnungen und Noramlweisungen* 1878–1880, vol. 2, ed., Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Sarajevo: k. k. Hof- u. Staatsdruckerei, 1880), pp. 292–293.

有林に編入した[25]。後にハプスブルク当局が、この森林法の意義の一つとして、森林内における住民用益権を抜本的に規制したことを挙げているように[26]、同第5条は、共用森林と共用放牧地において、当該村落の住民に自家需要用、もしくは販売用に木材を伐採する権利、村落住民の放牧権を認めた[27]。またオスマン当局は、森林法に続いて一連の施行細則を定めた。つまり、無料で配布可能な木材を交付する際の手続き（1871年）、樹脂の採取（1872年）、取引用の木材と炭に関する税金（1874年・1875年）、規定に従った国家経営が行われていない森林に関する手続き（1875年）、森林所有の確認（1873年）、森林所有証書の検査（1876年）とワクフ森林の管理に関する諸法律（年号の記載なし）である[28]。

オスマン当局は、以上のような森林用益に関する法律を作成していたが、ハプスブルク当局はこれらの規制策が十分に機能していなかったとみていた。たとえば1879年に作成された報告は、オスマン時代の森林監視人が自らの管轄地域さえ把握していなかったと述べている[29]。地方行政府の政庁参事官ペトラシェクは、オスマン帝国が森林法によって、森林利用の方法を改善しようと試みたが、業務機関が完全に不足していたために政策が実を結ばなかった旨を書いており[30]、さらに同ホフマンは、オスマン当局の一連の法律・通達が「机上の空論」であったと指摘している[31]。

それでは、如上のような状況のもとで、木材取引はどのように展開されていたのだろうか。オスマン時代の取引については、「とりわけ莫大な森林資源を鑑みれば、森林生産物の輸出は、まったく取るに足らない規模[32]」と指摘されるように、概ね停滞傾向にあったと思われる。また、駐サラエヴォ・イギリス領事のフリーマンが作成した、ボスニアの木材取引に関する

25 この共用林は、当該町村の自由使用に委ねられたものであるが、町村の所有物としては認められていなかった。Carl R. von Sax, *Vorträge über osmanische Verwaltungskunde* (Vienna: Brzezowsky, 1894), p. 98.

26 *Bericht über die Verwaltung von Bosnien und der Hercegovina* 1906, ed., k. und k. Gemeinsamen Finanzministerium (Vienna: Adolf Holzhausen, 1907), p. 297.

27 *Sammlung* 1878–1880, vol. 3, p. 741. 以下森林法は、この法律を指す。またBaltalykは森林法の第21条で「古くから各々の村落、もしくは町の住民に用益のために割り当てられた森林」と説明されている。この他には、毎年建設用の木材を得るための国有林が割り当てられること（第6条）、木材の獲得場所や木炭の生産場所の指定（第8条）、村落代表者による当局への放牧家畜数の事前申請（第13条）と官庁による放牧数と放牧期間の決定（第14条）、放牧家畜を管理するための家畜番の設置（第15条）などが定められた。*Sammlung* 1878–1880, vol. 3, pp. 741–743.

28 Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 93.

29 Haus-, Hof- und Staatsarchiv (以下、HHStA), Wien, Politisches Archiv XL, Interna 208 Liasse IX, *Die provisorische Verwaltung Bosniens und der Herzegowina seit der Occupation*, Vienna, 1879, p. 84.

30 Karl Petraschek, “Skizze der natürlichen und forstwirtschaftlichen Verhältnisse Bosniens und der Herzegovina,” *Österreichische Vierteljahresschrift für Forstwesen* 45 (1895), p. 223.

31 Karl Hoffmann, “Die Entwicklung des Forstwesens in Bosnien und der Herzergowina von der österreich-ungar. Okkupation bis 1893,” *Österreichische Vierteljahrsschrift für Forstwesen* 44 (1894), p. 1.

32 Gustav Thoemmel, *Geschichtliche, politische und topographischstatistische Beschreibung des Vilajet Bosnien* (Vienna: Wenedikt, 1867), p. 161.

特別報告[33]は、1830年頃に木材取引が始まったこと、オスマン統治期にはオークの材木の生産に限定されていたが[34]、外国市場において一定の好評を獲得したこと、オスマン帝国の制定した森林法が十分に機能していなかったこと、取引量と取引額がハプスブルク期に急増し[35]、最大の輸出先がフランス、次いでイタリア、アルジェリア、イギリスであったことを指摘している。この報告は1892年に作成されたが、その後の展開については、より詳細な統計を用いて以下で紹介することにしたい。

表1　木材とその関連製品の取引額一覧（1904 ～ 1913年）

	薪、薪	建築材	枕木	樽板	製材	木炭	合計	割合
1904	477	2510	971	2633	16351	324	23266	24.9
1905	146	3069	502	2765	19246	438	26166	27.0
1906	644	4756	592	1525	20209	384	28110	23.9
1907	647	2666	1119	1297	25954	402	32085	28.6
1908	455	3412	1880	1110	24176	731	31764	29.6
1909	560	4114	754	1223	23551	820	31022	25.7
1910	192	4747	305	721	24900	1331	32196	24.2
1911	410	3775	305	801	27574	1482	34347	28.2
1912	566	4492	490	789	25531	1393	33261	25.6
1913	927	4571	772	1046	24630	1094	33040	23.9

表注
①単位は1000クローネ単位で表示。
②コークス、石炭、泥炭などは上表には含まれていない。
③割合はボスニアからの輸出総額中における割合を示している。

表1は1905年以後、ボスニア地方行政府によって出版された貿易統計から算出した、木材とそれに関連する製品の取引額と、取引額がボスニアからの輸出額において占める割合を示したものである[36]。この一覧からは、取引額が1907年頃まで概ね増加傾向にあること、生産品が多様化していたこと、またボスニアからの総輸出額に占める木材関連の輸出額は常に4分の1程度であり、相対的に大きな割合を占めていた。次に示した表2は、ボスニア木材の輸出先を整理したものである[37]。ここからは、輸出先が帝国他地域やヨーロッパ諸国のみならず、エジプトやチュニスといったアフリカ各地、中国、アルゼンチンといった遠隔

33　*Parliamentary Paper*, Commons, 1892, vol. LXXIX [C. 6551–10.], Reports on the Timber Trade of Bosnia and the Herzegovina, pp. 429–436.

34　ハプスブルク統治初期にも、輸出は建築用木材と樽板に限定されていた。Adolf Strausz, *Bosnien Land und Leute Historisch-ethnographisch-geographische Schilderung*, vol. 2 (Vienna: Gerold, 1882), p. 185.

35　取引額は概算で22500ポンド（1886年）から234000ポンド（1890年）に、また取引量は同じく250万本から3000万本に増加した。

36　以下より筆者作成。*Hauptergebnisse des Auswärtigen Warenverkehres Bosniens und der Hercegovina im Jahre 1905–1914*, ed., Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Wien: Holzhausen, 1906–1917).

37　*Bericht* 1908, pp. 116–117.

表 2　ボスニア産木材の輸出国・地域一覧（1901 ～ 1907 年）

年	サルディニア、シチリア、南イタリア	ハンガリー クロアティア・スラヴォニア	オーストリア	フランス	イギリス	ドイツ
1901-02	128,222	9,436	9,950	15,217	22,572	15,500
1903	143,128	47,706	14,600	16,080	24,477	10,340
1904	190,351	57,949	29,857	29,120	11,836	25,450
1905	226,256	64,876	47,104	29,022	7,267	10,993
1906	236,165	102,388	52,045	39,493	7,095	13,600
1907	225,123	115,347	38,493	38,139	＊	7,774
合計	1,149,695	398,702	192,049	167,251	76,247	83,657
年平均	164,242	56,957	27,435	23,894	10,892	11,951
年	スペイン	オランダ	ギリシア	ベルギー	バルカン諸国	マルタ
1901-02	＊	5,999	1,480	2,450	522	800
1903	20,125	8,417	4,295	5,158	3,856	666
1904	19,494	10,960	4,348	5,168	2,692	583
1905	8,706	4,292	2,697	14	2,537	823
1906	20,814	3,725	5,594	14	947	2124
1907	18,586	5,448	5,220	＊	2,666	868
合計	87,725	38,841	23,634	12,804	13,220	5864
年平均	12,532	5,549	3,376	1,829	1,888	838
年	スイス	エジプト	セネガル・西アフリカ	チュニス・アフリカ北西部	南アフリカ	インド
1901-02	＊	23,107	＊	1,000	5,214	2,028
1903	236	26,605	22,494	18,381	18	5,015
1904	199	120,940	21,544	16,836	＊	＊
1905	1,210	86,301	16,912	17,822	＊	4,310
1906	609	75,753	19,914	18,111	18	2,390
1907	964	86,097	＊	30,209	＊	4,319
合計	3,218	418,803	80,894	102,359	5,250	18,062
年平均	459	59,829	11,556	14,622	750	2,580
年	小アジア	ペルシア湾	中国	アルゼンチン	合計	
1901-02	432	1,125	＊	＊	245,054	
1903	＊	1,087	＊	＊	375,684	
1904	5,660	4,165	＊	＊	557,152	
1905	4,440	＊	＊	＊	535,612	
1906	1,450	＊	105	268	603,072	
1907	＊	＊	141	5,620	585,174	
合計	11,982	6,377	246	5,888	2,901,748	
年平均	1,711	911	35	841	414,535	

表注

・単位は立方メートル (Kubikmeter) で表示。

地にも拡大していたことを見てとることができる[38]。なおこの傾向は、第一次世界大戦前夜まで継続した[39]。

この 2 つの統計からは、全般的な取引規模の拡大が読み取れる。このようなボスニア木材の輸出増加の背後には、特に 1893 年から 1910 年に活発に行われた、ボスニアへの木材企業の進出があった[40]。当地における林業発展の最初の段階は、オーク森林の開発をその特徴としていたが[41]、その後針葉樹林の開発へと拡大をとげた。前出のペトラシェクが作成した木材売却に関する覚書によると、最初の伐採契約は、1882 年に結ばれたプラハのヨハン・ブラベツ社とのモミ属の伐採に関するもので、その規模は比較的小規模であった。そして大企業の進出の先駆けとなったのが、1892 年 12 月に契約を結んだバイエルンのオット・シュタインバイス社である。また、1899 年 6 月にはアイスラー兄弟社（後のアイスラー・オートリープ社）と 30 年契約を締結した[42]。オーストリア商業博物館顧問のパヴラツキーの報告によれば、1911 年時点で上記 2 企業を始めとする 28 の企業が進出し、一定の発展を遂げていたが[43]、これは木材輸出をめぐる帝国両半部との貿易摩擦といえる、ボスニア患 Die bosnische Gefahr という事態を生じさせることにもなった[44]。

ここで本章の内容を整理しておこう。ハプスブルク当局は、オスマン統治下においても森林に関する一連の法体系は存在していたが、機能不全にあったと理解していた。また、木材取引も限られた範囲で行われていたに過ぎなかった[45]。しかし、既にみたように、ハプスブルク統治期、とくに世紀転換期頃には複数の企業が進出し、木材取引の規模の拡大と多様化がみられた。つまり、1878 年以後、森林を取り巻く状況に何らかの変化が生じたと考えねばならないだろう。そこで次章では、この変化をもたらした背景を探ることにしたい。

---

38 イタリア各地への輸出の多さも目立つが、これはエンゲルによれば、ハプスブルクとイタリア間で結ばれた通商条約に起因していた。Engel, “Österreich-Ungarns,” p. 172.

39 I. Tänzer, “Der auswärtige Warenverkehr Bosniens und der Herzegowina im Dezennium 1904–1913,” *Statistische Monatschrift* 42 (1916), pp. 324–325.

40 Kemal Hrelja, *Industrija Bosne i Hercegovine do kraja prvog svjetskog rata* (Beograd: SDEJ, 1961), pp. 64–65. ゲルベルは、1904 年の段階で主な製材所が建設されており、その後は既存施設の増築や改修が中心であったと述べている。Bernhard M Gerbel, *Die entwicklung der Industrie Bosniens und der Herzegowina in den letzten zehn Jahren* (Berlin: Balkan-Verlag, 1914), p. 45.

41 Begović, *Razvojni put*, p. 16.

42 Arhiv Bosne i Hercegovine (以下 ABiH), Zajedničko Ministarstvo Finansija (以下 ZMF), Präs. BH. 266 –1913, Hofrat i. R. Petraschek: Memorandum über die Holzverkaufe in BH.

43 Felix Pawlaczky, “Wirtschaftsverhältnisse Bosniens und der Hercegovina im Jahre 1911,” *Bericht der bosnisch- herzegovinischen Expositur in Sarajevo des K. K. Österreichischen Handelsmuseums* 17 (Offprint) (Vienna: Manz, 1912), pp. 11–13.

44 「ボスニア患」とは、世紀転換期にとくに南イタリアの木材市場で生じた、ボスニア産木材とアルプス地方産木材との間に起こった競合を指す。A von Guttenberg, “Die bosnische Konkurrenz im Holzhandel,” *Österreichische Vierteljahresschrift für Forstwesen* 54 (1904), p. 149; Leopold Hufnagl, *Die bosnische Gefahr* (Offprint from Österreichische Forst- und Jagd-Zeitung) (Vienna: Gerold, 1903).

45 Strausz, *Bosnien Land und Leute*, p. 133.

2. ハプスブルク当局の森林行政制度と森林開発

2-1. 森林行政機構の整備

前述のように、ハプスブルク当局はオスマン統治下の森林行政機構は機能不全にあったと理解していたため、主に帝国西半部の仕組みと人員に依拠しつつ、森林行政機構の整備から着手することになるが[46]、この過程は1882年を境に二分できる。つまり、この年にボスニア統治の礎を築いたカーライ（在職1882–1903年）が共通財務相に就任し、彼の手によって、その他の行政機構と同様に、森林行政もまた再編されたのである[47]。

当局の根本方針において注目すべきは、オスマン帝国の制定した森林法を引き継いだことである。つまり、森林法のドイツ語訳を作成、適用すれば「“新たな土地”と同じく“新たな森林”にも繁栄をもたらすことができるだろう[48]」とみられていた。行政府側は、オスマン帝国の森林法を引き続き有効としたうえで、所有状況を明確にすべく、最初に測量作業に着手した。同時期にボスニア地方行政府は、錯綜する所有状況を把握するための通達（1881年）を発したが、オスマン政府の発行した証書内容が不明確であったこと、また行政の処理能力を超える申請がなされたために挫折した[49]。そのため当局は、測量結果を踏まえた森林所有規制作業（1884～1901年）により、森林を国有林と私有林に大別した[50]。この一連の規制によって、森林所有権を確立した一方で、住民側、とりわけムスリムの反発を惹起したこと[51]、また従来の共用林をも国有林に含めた問題点は指摘されねば

46 Guttenberg, “Die bosnische Konkurrenz,” pp. 152–153. また、旧軍政国境地域の営林官吏もその一角を占めていた。“Dreißig Jahre bosnisch-herzegowinischer Forstwirtschaft,” *Oesterreichische Forst- und Jagd- Zeitung*, 23.2.1912. ハンガリー側の森林行政は、元々はオーストリア側のそれに準じており、独自の森林法は1879年に制定された。松波秀實『匈牙利王国森林視察復命書』農商務省山林局、1902年、31頁。

47 Ferdinand Schmid, *Bosnien und die Herzegovina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns* (Leipzig: Veit, 1914), p. 429.

48 Wilhelm Freiherrn von Berg, “Neue Wälder,” *Oesterreichische Monatschrift für Forstwesen* 28 (1878), p. 461.

49 Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 96. オスマン当局は1870年、森林所有調査を実施する命令を出していたが実行されていなかった。占領直後には、一方では地主が自らのクメットの木材伐採・放牧権に基づき森林所有権を主張し、他方では所有証書を欠き、多数に分割された小区画地が事実上の私有林とみなされたように、所有状況は規制されていなかった。Milivoje Erić, “Poljoprivreda Bosne i Hercegovine pod Austro-Ugarskom Okupacijom,” *Pregled: Časopis za društvena pitanja* 5–6 (1958), p. 479; Eduard Eichler, *Das Justizwesen Bosniens und der Hercegovina* (Vienna: k. k. Hof- u. Staatsdruckerei, 1889), p. 277.

50 *Bericht* 1906, p. 301. この作業では「森林に属する土地区画の土地証文 Tapien の授与に関する通達」に基づき、正当な法的・経済的理由に基づいて森林所有を主張する人に、土地証文が与えられたのである。森林所有規制は、50ドゥナム（5ヘクタール）以上の森林所有状況を明らかにするために、同時期に開始された土地台帳作成作業に先行する方法がとられた。また規制作業は、地域毎の特別な事情を考慮したうえで、早期の規制が望ましいと思われる地域から順番に行われた。Stefan Posilović, *Das Immobilar-Recht in Bosnien und Hercegovina* (Agram: Scholz, 1894), p. 97; Eichler, *Das Justizwesen*, pp. 302–303.

51 これについては、以下の論稿を参照。丹羽祥一「一九世紀末のボスニアにおける土地問題に関する一考察：テスケレジッチの嘆願書の分析を通じて」下村由一、南塚信吾共編『マイノリティと近代史』彩流社、1996年、118–140頁。

ならない[52]。

この手続きに続いて、国有林の境界設定事業が、1886 年 8 月 16 日付の通達に基づいて始まった。同通達によると、土地台帳と同時に作成された地図に基づき、現地の状況をも考慮して行われた[53]。なお、この時期におけるボスニアの森林状況は、以下の表 3 の通りである。ここからは、ボスニア森林の大半が国有林の範疇に含まれていたことが理解できる。

表 3　ボスニアの森林状況（1909 年末）

	国有林				私有林			
	高木林	低木林	灌木林	合計	高木林	低木林	灌木林	合計
ボスニア	1,260,807	286,187	123,898	1,670,892	138,738	186,426	143,600	468,764
ヘルツェゴヴィナ	97,108	60,674	103,928	261,710	5,291	22,213	106,224	133,828
合計	1,357,915	346,861	227,826	1,932,602	144,029	208,739	249,824	602,592
	ワクフ林				合計			
	高木林	低木林	灌木林	合計	高木林	低木林	灌木林	合計
ボスニア	9,984	4,894	4,698	19,576	1,409,529	477,507	272,196	2,159,232
ヘルツェゴヴィナ	0	0	1	1	102,399	82,987	210,153	395,539
合計	9,984	4,894	4,699	19,577	1,511,928	560,494	482,349	2,554,771

出典：*Bericht* 1911, pp. 116–117. 単位はヘクタール。

ここで、私有林について簡単に説明しておきたい。私有林の経営と森林警察に関する監督に関する通達（1890 年 12 月 17 日）により、私有林は「土地台帳において個人の所有物と記入されたすべての森林である。未だ土地台帳が作成されていない郡では、森林所有規制の過程において、森林に関する土地証文によって個人の所有物に与えられた森林のみ」（第 1 条）と定義された[54]。ここで私有林について、2 つの事項を指摘しておきたい。1 点目は、この多くがクメット関係にあった森林（チフトリキ森林 Čiftluk-Wälder）に属しており、その用益をめぐって地主とクメットの争いが頻発していたこと[55]、2 点目は、チフトリキ森林内では、クメットの権利が地主の権利に優先されたことである[56]。ここで問題となるク

52　つまり共用地と未耕地を国有地に含め、その中での細分化を行わなかったのである。Hauptmann, *Die österreichisch-ungarische Herrschaft*, p. 135.

53　*Sammlung* 1886, p. 490. この作業によって、1907 年末までに、34 の郡において 1,332,140 ヘクタールの国有林が境界設定された。但し同作業は後述する共用森林・共用放牧地の分離作業を見越してこの段階で中止された。*Bericht* 1909, p. 128.

54　*Gesetz* 1890, p. 11.

55　Anton Feifalik, *Ein neuer aktueller Weg zur Lösung der bosnischen Agrarfrage* (Vienna: Deuticke, 1916), p. 58. たとえば地主の側からは、実際の訴訟で行政がクメットに有利な判決を下すことが多いという非難があがっていた。Husnija Kamberović, *Begovski zemljišni posjedi u Bosni i Hercegovini od 1878. do 1918. godine*, 2nd ed. (Sarajevo: Naučnoistraživački Inst. Ibn Sina, 2005), p. 141.

56　Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 151. これに関して当時郡長を務めていたカースニヴィッチは、「森林区画地（しばしば “šuma,” “lug,” “dubrava,” “gaj,” “bašća,” “zabrana” と呼ばれる）は、クメットによって栽培、保全されることが多い。森林がクメット定住地の柵 “ograda” に囲まれている光景は頻繁に見られる」と報告している。Adam Karszniewicz, *Das bäuerliche Recht in Bosnien u. der Hercegovina* (Tuzla: Pissenberger, 1899), p. 62.

メット制度とは、主にキリスト教徒である分益小作農民のクメット Kmet が、ムスリムがその大部分を占める地主（アガ Aga、ベグ Beg、スィパーヒ Spahija）の農場であるチフトリキ Čiftluk を耕作する代わりに、地主に一定の貢納を行う制度のことであるが[57]、チフトリキ森林においては、クメットは用益権行使のために地主の許可が不要であったのに対し、地主は森林使用に際してクメットの許可を要したのである。

このような森林の実態調査と並行して、森林行政機構の構築も進められた。これは、最高責任機関である共通財務省、ボスニア地方行政府、県庁、郡庁という審級順であったボスニア行政の構造に応じて整備されることになる。森林行政の頂点には、共通財務省の勅任参事官がおり、その下に政庁参事官（ボスニア地方行政府）が位置していた。現場において重要な役割を担った郡庁の役割は、50 条からなる 1890 年 8 月 11 日付の政令によって定められた[58]。その第 1 条は、「郡庁は、当該郡の境界内にある、その他の地所にある国有財産を含めた国有林、ならびに県庁の直接監督下にある、その他の国家行政に委ねられた森林を管理し、森林業務に関する通常の案件処理に責任を負う」と郡庁の扱う森林業務の管轄を書いている。以下、重要と思われる業務を摘記すると、地役権行使の監督（第 5 条）、国家用、宗教・その他共同使用のための木材提供（第 17、18 条）、提供される木材の確定（第 20 条）、木材提供以外の森林利用（第 23 条）、森林法違反の処理とその記録の保管、損害賠償の徴収（第 36 ～ 38 条）などがある。行政に関しては、郡庁の管轄下から分離された独立森林行政区の存在も見逃すことはできない[59]。木材伐採や木炭生産などの経営形態は、行政区によって異なり、業務に関しては、地方行政府の直接的な監督と指導の下にある業務と、郡庁における森林業務と協力して行う業務が別々に定められた[60]。

行政機構の整備拡張と共に、官吏数の不足についても改善が図られた。1882 年の改編によって、すべての県庁と郡庁に専門担当官としての営林技術担当の官吏を置くという原則が打ち立てられ、地方行政府と県庁、郡庁の各々に配置する官吏の数も規定された。ハプスブルク統治期を通じて、森林行政の官吏は増加傾向にあったが[61]、ここでディミッツが引用している 1905 年の人事構成案を引いておきたい。この構成案では、1904 年と比べて、共通財務省の勅任参事官の下に上級営林官が補われ、また地方行政府における森林業務官の 1 名増員、土木技師、営林官試補、営林主事、森林補助員などの新設、郡庁における営林主事と森林看守の増員が計画されていた。

57 クメット制度について若干補足しておくと、貢納の割合は地域によって異なっていたが、概ね 3 分の 1 であった。またクメット契約は、個人ではなく家族単位 Zadruga で行われ、基本的に世襲された。解約告知の必要や貢納を納めた後という条件はあるが、クメットは地主の農場から自由に退去、その折にはクメットが建設した設備に対して、地主は補償義務を負った。*Bericht* 1906, pp. 53–54; Peter Demmelhüber, “Das Kmetenwesen in Bosnien und die Hercegovina” (PhD diss., University of Erlangen, 1934), pp. 13–28.

58 *Gesetz* 1890, pp. 89–165.

59 この行政区は、1904 年までの段階で、官行事業区と年期払下げ事業区が各 6 区ずつ、合計 12 区あり、合計面積は、約 47 万ヘクタールであった。Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 163.

60 Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 171. 業務に関しては、前者に国有林の境界維持、森林会計、木材利用、官行伐採と製炭などが、後者に用益権に関する全案件、無料木材提供、森林侵犯などが属していた。

61 1905 年の段階では、1880 年代に比べて約 4 倍に増員されていた。Begović, *Razvojni put*, p. 14.

表 4　ボスニア森林行政の人員構成案（1905 年）

共通大蔵省		**県庁森林課**	
勅任参事官 Hofrat	1	上級営林官 Oberförster	6
上級営林官 Forstrat	1	営林官試補 Forstpraktikanten	6
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ地方行政府内務部山林局		**郡庁及び小林区署**	
政庁参事官 Regierungsrat	1	上級営林官 Oberförster	22
森林参事官 Forsträte	3	営林官 Forstverwalter	28
森林業務官 Forstmeister	10	営林官試補 Forstpraktikanten	6
上級営林官 Oberförster	3	営林主事及び主事補 Förster und Forstwarte	92
土木技師 Bauingenieur	1	森林補助員 Forstgehilfen	6
営林官試補 Forstpraktikanten	5	森林看守 Waldhüter	387
営林主事 Förster	2		
森林補助員 Forstgehilfen	2		

出典：Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 174.

また、年々増加する郡庁・小林区署に配置された森林看守などの増員[62]に対処するため、1889 年に設置されたサラエヴォの中等技術学校に、森林行政官吏を養成する 3 年課程が設けられた[63]。同課程は 1901 年の改編により、オーストリアの林業中等学校の水準に引き上げられたのみならず、ヴィーン農業高等学校林務部も備えていない 4 年課程を備えるにいたったのである[64]。

以上、ハプスブルクの森林行政についての一連の政策を通観してきた。これらを一言で整理すると、当局はオスマン統治期の法的基盤を引き継ぎつつ、彼らが問題点と理解した分野、特に森林所有規制や森林行政機構の改善策を行い、漸次開発の基盤を作り上げ、ボスニアの森林行政に大きな転換をもたらしたと言える[65]。

2-2. 国有林の経営実態

1878 年以後構築された森林行政機構についてディミッツは、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナの森林業務の執行とその実績は、初期における諸々の困難、抵抗勢力との絶えざる戦いに

62　たとえば 1882 年には 128 人であったが 1893 年には 267 人へと増加した。Schmid, *Bosnien*, p. 435.

63　Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 155. 課程は一般教養と専門分野に分割されていた。

64　改定された専門分野の内容をみると、一般動物学、一般植物学、森林植物学、森林保護、造林、会計制度、法律学と多岐にわたるものであった。週あたりの授業時間は 26 時間から 34 時間に増やされ、筆記、実技、口頭試験から成る卒業試験が実施された。Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 158; *Bericht* 1906, pp. 211–212. ヴィーン農業高等学校は 1872 年に設立され、林務課は 1875 年に設置された。村田重治『墺太利國森林視察復命書』農商務省山林局、1902 年、102 頁。

65　地方行政府の政庁参事官であったホフマンは、以下のように語っている。「オスマンの森林法からは、木材伐採と放牧地利用に関する地元住民の用益権に関する規定が残っているにすぎない。その他すべての規定の内、一部はもはや使用されなくなり、一部は進歩的精神のなかで修正された。」Hoffmann, “Die Entwicklung des Forstwesens,” p. 19.

おける秩序の開拓を正当に評価する専門家を満足させる[66]」と評価する一方で、未だ解決されていない問題点も指摘している。営林機関の規模が不十分であること、国有林の境界設定が遅れていること、森林内の業務執行の集中的な監督がなされていないこと、住民が用益権をもつ森林において、その行使に営林官吏が関わっていないこと[67]、またサラエヴォ技術中等学校営林部の卒業生に適切な営林職を提供できていないこと[68]などはその一例である。それでは、世紀転換期頃の国有林経営は、数量統計からみるとどのように評価できるのであろうか。森林予算の収支と木材提供量の数値から、以下で考察を試みたい。

表 5　ボスニアにおける営林関係予算案（1905 年）

収入		支出	
予算上の収入		行政・管理費用	
森林経営の収入		共通大蔵省④	18,800
森林生産物の売却		ボスニア地方行政府	103,000
在庫税	100,000	県庁（山林部）⑤	43,100
公売	200,000	郡庁（山林部・独立森林行政区）⑥	566,380
年期払下げ	1,400,000	その他⑦	100,000
官業	1,163,000	小計⑧	665,024
		営林関係通常経費	
森林損害補償費	50,000	官業木材利用	910,000
副産物の売却・副次利用		官業木材伐採費用	14,900
放牧地賃借	25,000	造林費	40,000
肥育飼料用の木の実	3,000	ジャパニャツ地方のカルスト改修費	17,000
樹芽（虫癭）	40	リヴノ地方の放牧地保護費	3,700
石材・砂利	16,000	営林用器具費	2,000
漁業	16,000	森林境界標維持費用	5,400
狩猟免許	41,500	営林官用住居維持費用	30,000
小計	3,014,540	森林看守の傷害保険	3,270
予算外の収入		有害動物駆除費用	6,000
国有林からの提供①	1,124,000	営林関係特別経費	
公的使用への提供	195,000	営林官用住居新設費	50,000
宗教・教育施設などへの提供	10,860	（年期払下げの）木材量調査費	8,000
都市住民などへの提供②	53,940	国有林の境界標と施業案編成費用	36,000
放牧家畜の飼料費③	2,000,000		
合計	6,398,340	合計	1,791,294

出典 : Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, pp. 284–287 をもとに筆者作成。単位はクローネ。

表注

①用益権にもとづく提供。算定は、1893 年から 1902 年までの 1 年あたりの平均値 1,729,388 フェストメートルの内、有用木材を 10％（1 フェストメートルあたり 2 クローネ）、燃料用木材を 90％（同 0.5 クローネ）と推定して行われた。

②用益権をもたない人々を指す。　③課税されている家畜は除く。

④勅任参事官、上級営林官。　⑤内訳：給与 30,300 クローネ＋営林関連旅費 12,800 クローネ。

⑥給与 。　⑦旅行経費、官庁・事務の必要経費など。この費目はディミッツによる補足。

⑧小計は 831,280 クローネだが、私有林の費用も含まれているため 2 割分 (166256 クローネ) を減額。ディミッツによる補足。

66　Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 175.

67　Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 380.

68　Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 174.

表 5 は、統計上の予算額にディミッツが独自に算定した「予算外の収入」も含め、筆者が整理した森林予算案（1905 年）である。占領初期に共通財務相を務めたスズラヴィの報告によると、占領当初の森林に関する税収は、木材小売や加工用木材、漆の消費に関する税金、森林侵犯者による損害賠償、国有林に放牧された大型家畜に課税される税金などであり、1880 年には 116,007 グルデン（232,014 クローネ）であった [69]。表 5 からは、それが四半世紀の間におよそ 13 倍に相当する 300 万クローネに増加したことがわかる [70]。

また副産物と副次利用についてみると、中核は放牧地の賃借料と石材・砂利の売却、狩猟免許料であった [71]。このような収支における黒字状態からは、行政費用捻出への一定の貢献を窺知しうるが、さらに予算には表れない潜在的な収入が存在していた。これが「予算外の収入」項目に該当する。この項目は、住民に認められていた共有地における放牧権や木材伐採権などによる逸失利益を推計したものである。たとえば、放牧家畜の飼料費についてディミッツは、家畜税の対象外であった牛や馬の数、ボスニアの飼料価格の状況を勘案したうえで年間 200 万クローネと算出している [72]。

次に示した表 6 は、国有林から提供された木材量を示している。これについてもディミッツは修正を加えたうえで [73]、提供量が国有林 1 ヘクタールあたり年間 1.76 フェストメーターに相当し、また無料提供分を全体の 67%、売却分を 33% と指摘している [74]。つまり、用益権に基づく住民への無料提供量は全体の 56.5% に相当し、全提供量において相対的に大きな割合を占めていたのである。

以上の統計は、占領当初には十分に整備されていなかった森林経営を軌道に乗せることに概ね成功したこと、また当局が住民の用益権行使にも一定の配慮を払っていたことを描出したものといえよう [75]。それでは、具体的に当該期の住民用益権の規制は、どのような仕組みのもとで行われていたのだろうか。

2-3. 住民用益権の規制策

前述のとおり、占領以来 10 年余りの間に森林行政は大きな転換を遂げたが、住民の森林用益権については、オスマン統治期の状況が続いていた。つまり、共用放牧地と共用森林が、

69 スズラヴィ自身、この税収はボスニアの広大な森林を鑑みれば、あまりに少ない額であると述べている。Joseph von Szlavy, *Zur Orientierung über den gegenwärtigen Stand der bosnischen Verwaltung* (Vienna: Staatsdruckerei, 1881), p. 35.

70 「年期払下げ」の相対的に多い収入は、森林開発における地方行政府の役割、つまり都合の良い投資環境の整備に成功したと裏付けといえる。Palairet, *The Balkan Economies*, p. 331.

71 この項目の収入は、漸増傾向にあり 1907 年には、1897 年～ 1906 年の平均値を約 22％上回った。*Bericht* 1907, pp. 137–138. 狩猟については狩猟法が制定され（1893 年）、免許制度が導入された。1901 年から 1905 年には年平均 2500 件の申請があり、平均収入は 42580 クローネであった。*Bericht* 1906, pp. 333–335.

72 Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 285.

73 廃棄・喪失分、遠距離輸送時の損失分などを 15% と推定し、実際の提供分を 3,518,467 フェストメーターと算出した。

74 Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, pp. 193–194. また、ディミッツによると、帝国西半部における国有林 1 ヘクタールあたりの年間使用量（1900 年）は、2.71 フェストメーターであった。

75 但しこの数値は国有林のみで、私有林における木材提供量は不明。Schmid, *Bosnien*, p. 457.

表 6　国有林からの木材提供量（1893 ～ 1902 年の平均）

	検知による提供（フェストメーター）	本数単位での提供（1 本＝ 2 フェストメーター）	合計（フェストメーター）
有償提供			
競売	90,306	10	1,002,195
公売	91,150	7,348	
年期払下げ	285,525	224,417	
官行事業	71,462	101	
	検知による提供（フェストメーター）	本数単位での提供（1 本＝ 2 フェストメーター）	合計（フェストメーター）
無償提供			
国家用	252,532	3,280	2,057,341
宗教関係	10,107	＊	
用益権	1,729,388	＊	
個人・地域団体	58,754	＊	
合計	2,589,224	235,156	3,059,536

出典：Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 194.

住民用益権を行使する場所であったのである。但し、これらの土地は「ハプスブルク帝国内でもっとも重いアルプス地方の森林を上回る規模の放牧権や木材採取権」のために荒廃が進み、一部地域ではカルスト化が深刻化していた [(76)]。ボスニアの農業問題についてフライブルク大学に博士論文を提出したトディッチは、これを次のように書きとめている。「共用森林と共用放牧地は農民にとって不可欠である。しかし残念ながら、特に放牧地に関して秩序ある経営方法が欠けており、最も不適切な方法で利用された。というのは、あらゆる村民は自らの権利行使に貪欲であるからである」と [(77)]。ここからは、入会の継続が共用森林、放牧地の荒廃を招いたことを看取しうるが、この原因として、家畜の多さ [(78)] や当該期に生じた自然経済から貨幣経済の移行と税金の金納化に伴う現金の重要性の高まり [(79)] などが考えられる。

76 Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 141. たとえば 1848 年頃のオーストリアの森林は、商業面での利用価値は低い一方、大半の地域において燃料・建築材、公道の橋梁、放牧用益権といったあらゆる形式の負担が課せられていた。Eissler, “Handel und Verkehr,” pp. 316–317.　また、オーストリア側では 1852 年 12 月 3 日、現存する森林の維持を主目的とする森林法が制定された。G. Marchet, “Die forstliche Gesetzgebung,” in *Geschichte der österreichischen Land- u.*, pp. 347–365.

77 M von Todić, “Die landwirtschaftlichen Eigentums- und Betriebsverhältnisse in Bosnien und der Herzegowina” (PhD diss., University of Freiburg, 1913), p. 59. 特にこの問題が深刻であったのは、ダルマティアに隣接するジャパニャツ郡であった。これに関して、森林業務官のブーベルは、同郡における家畜、とりわけ山羊の増加がカルスト化を進行させている点、また家畜数増加の背後にダルマティア住民との家畜の賃貸借契約（Kesim 契約）があり、規制が難しい旨を指摘している。M. Buberl, “Der gegenwärtige Stand der bosnisch- hercegovinischen Karstfrage,” *Österreichische Vierteljahresschrift für Forstwesen* 45 (1895), p. 238.

78 たとえば、ボスニアの羊と山羊の数は帝国西半部の総数よりも多かった。Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 64.　この理由のひとつとして、ムスリムが宗教上の理由から豚を飼育できないことが考えられる。ケルレル・コンラット（加茂儀一訳）『家畜系統史』岩波書店、1935 年、52 頁。

79 *Bericht* 1906, p. 378.

ハプスブルク当局側は、すでに占領直後の時点で用益権の行使方法を規制することの重要性を認識していたが[80]、これに関する抜本的な改革に進めない状況にあった。なぜなら用益権の規制は、住民の農業経営に大きな影響を与えかねないものだったからである。地方行政府報告は、「[用益権の規制は] 放牧地農場から畜舎内経営への発展がなされて初めて可能」であり、「あらゆる地役権問題の現実の効率的な処理、とりわけ放牧地の規制はさらに将来に残される課題である。現時点では、あまりにも奥深くまで住民の農業習慣に干渉することになる」と表現している[81]。

そのため、地方行政府はこの分野においても、森林侵犯の調査と処罰に関する通達（1883年1月2日）によって、オスマン帝国の規定を継承した[82]。森林侵犯の罰則を定めていた森林法第2部（第27～52条）の内容を摘記すると、森林侵犯処罰の手続きの規定（第27条）、罰金に関する規定（第33条）、樹皮をはぐ行為の禁止（第34条）、森林放牧地を不法使用した場合における、家畜所有者の罰金支払いと損害賠償の義務（第43条）、被害を与えた家畜の所有者は家畜番に科せられた罰金の責任を負うこと（第50条）などである[83]。

その後、ハプスブルク当局は、この罰則規定の修正に取り組んだ。なぜならオスマン帝国の森林法で定められた罰金が、住民の経済力では負担しえない水準だったからである[84]。地方行政府は1890年、さらに1901年に改訂版の通達を出している。ここでは1901年度版を概観しておこう[85]。この通達の第1部は刑罰、第2部は損害賠償を扱っている。刑罰の主な規定は、当該森林において地役権を持つ人が、割り当てに違反して樹木を伐採、加工、収集した場合（第1、2条）、当該森林で放牧権をもたない人が放牧した場合（第3条）、不法に放牧された家畜の差し押さえ（第4条）、放牧禁止地域における山羊放牧（第5条）、森林火災（第7～10条）に関する規定である。損害賠償については、森林盗伐の際の損害賠償（第14、15条）、放牧禁止区域へ侵入した家畜毎の罰金（第17条）、造林地の火損（第18条）、「占領地域に特徴的な損害賠償の形式[86]」である森林賦役に関する規定（第20条）などに関するものである[87]。さらに1913年には、7部全71条に及ぶ森林保護法が制定さ

80　HHStA, *Die provisorische Verwaltung*, p. 85.

81　*Bericht* 1906, p. 328.

82　*Sammlung* 1883, p. 100. この規定の第2条において、森林法第5条に反する木材伐採、盗難は同法第33条に即して処罰されることが明記されている。

83　*Sammlung* 1878, vol. 3, 1880, pp. 744–747.

84　*Die Österreichisch-Ungarische Monarchie in Wort und Bild* vol. 12 (Bosnien und Herregovina) (Vienna: k. k. Hof- und Staatsdruckerei, 1901), p. 468.

85　*Gesetz* 1901, pp. 145–153. なおディミッツは、ハプスブルク当局の制定した森林侵犯法と、オーストリア森林法（1852年12月3日）の類似性を指摘している。Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 149.

86　Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 154.

87　第20条は以下のように定めている。「森林侵犯者が、課された損害賠償を支払えない場合、その人物は労働の形で返済しなければならない。しかしこの場合、侵犯者は森林労働（苗園の設置と維持、保護林の囲いの設置、山道の設置）にのみ動員することができる。この労働は、当該地の日給に応じて換算される。」*Gesetz* 1901, p. 149.

れた[88]。これらの一連の森林侵犯規定において、山羊の放牧への当局の大きな注意[89]、森林火災[90]に対する厳しい罰則が頻繁に認められるが、これは行政府側の命令が浸透していなかったことを裏付けるものとして理解でき、規制策による慣習への干渉の限界を看取しうるであろう。

本節では当局の用益権規制策を瞥見してきたが、ここからは、行政側がボスニアにおける森林の重要性を認識し、オスマン帝国の森林法を踏襲しつつも、「恣意的に濫用されている」森林の「秩序ある」利用を企図していたことが理解できる。この一連の規制策に対する住民の反応とそれがもたらした帰結については、章を改めて論じることにしよう。

3. 住民用益権と「共用森林・共用放牧地分離法」

3-1. 森林侵犯問題

当局による一連の用益権規制策は、従来の「不適切な」用益権行使法の改善を主眼としたことは先に述べたとおりであるが、結論を先取りすると、その政策は農村住民に定着するどころか、激しい反発を惹起した。なぜなら、「人々は国有林、つまり「君主の森林 carska šuma」を自身の所有物とみなす。また、土地を十分に持たない人々は、国有林における開墾を古くからの習慣[91]」としていたため、一連の規制策は住民にとって慣習的権利の侵害に他ならなかったからである。さらに規制の圧力は、先に述べた税金の金納化とハプスブルク統治期の人口増加により強められた[92]。これに対する住民の反発は、国有林での不法伐採や不法放牧、森林の不法開墾の形をとって現れることになる。

この情勢に対する当局の憂慮は、「森林侵犯の激増と文字通りの樹木の乱伐さえ伴う森林破壊は、困難ではあるが、撲滅するべき障害である[93]」という記述から伺い知ることができる。ボスニア地方行政府は、森林侵犯増加の原因を、木材価格の上昇と過剰数にのぼる家畜の越冬用飼料の確保に求めた。特に後者の問題について、用益権所有者が適切な時期に飼

88 構成は以下の通り。第 1 部：森林侵犯とその処罰、第 2 部：森林の損害補償、第 3 部：侵犯に対する手続き、第 4 部：判決手続き、判決と上訴、第 5 部：判決の執行、第 6 部：森林保護のための特別規定、第 7 部：補足規定。*Gesetz* 1913, pp. 361–374.

89 ハプスブルク当局は、山羊の放牧にことさら神経質になっていた。たとえば、違法な家畜放牧の際に科せられる罰金は、山羊が圧倒的に高く（羊や豚の 5 倍）、また家畜税についても羊のおよそ 2 倍であった。*Bericht* 1906, p. 435. しかし、森林に深刻な被害を及ぼすにも関わらず、経済的諸理由のために山羊の飼育の全面禁止することは非現実的であると当局はみており、現実的には新たな山羊飼育の禁止が限界であった。*Bericht* 1906, p. 290; Buberl, “Der gegenwärtige Stand,” p. 242.

90 当局側の報告によると、森林火災の原因は、主として焼畑と野営時の火の不始末であり、森林の焼失面積は年平均数千ヘクタールと見積もられていた。HHstA, *Die provisorische Verwaltung*, pp. 89–90.

91 Adalbert von Vugrovec Shek, “Die Agrarfrage in Bosnien und der Herzegowina,” *Gesellschaft Österreichischer Volkswirte* 1914 (1914), p. 110.

92 人口は、1879 年の 1158164 人から 1910 年の 1898044 人へと 739880 人増加している。*Die Ergebnisse der Volkszählung 1910*, p. XV.

93 *Bericht* 1909, p. 150.

料収集を行わないこと、彼らが家畜数を無視して干草を売却するために起こる飼料不足、家畜数の過多をその原因としてみていたが[94]、ここからは統治者側が住民の粗放的畜産経営に問題点を見出していたことが読み取れる。

当局はこの事態を緩和するため、前述の規制策を強化する一方、場合によっては不法占拠を黙認し、さらに生存能力を備える農場をつくるために耕地整理や耕地拡大の承認[95]、また森林開発企業に現地住民を雇用する義務を課すなどの策を講じた[96]。さらに1908年には、フランツ・ヨーゼフ即位60周年を機縁として、森林侵犯の全面的な大赦が決定された。その折に共通財務相ブリアーンは、皇帝への上奏文において、以下のように具申している。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける森林侵犯は、多くの場合において今もなお存在する経済的慣習と関連しており、それ故に国有林により大きな損害を与える侵犯ではない限りは、別の場所で犯された同じ違反よりも若干軽いものと言えましょう。また、頻繁に以下のような騒々しい苦情の申し立てがなされております。その苦情と申しますのは、極端に厳しく、しばしば農場の存在自体にさえ厄介な刑罰を科すような森林法に違反することなく、行政府の法令を遵守することは、多くの農村住民の農場区画において、とりわけ住民たちが用益権をもっている開放放牧地においては、ほぼ不可能であるという内容であります」。上奏された恩赦の内容を要約すると、①森林侵犯のために有罪判決を受けた者の内、その判決が1907年末までに下されたものにかぎり、未執行の処罰、未納入の罰金をすべて免除する、②1908年以後の森林侵犯は、納税額が100クローネ未満の人物の場合、罰金が50クローネ未満、もしくは拘留14日未満のものは無罪、同50クローネ以上、もしくは拘留14日以上のものは半分に減刑される。③同期間に、納税額100クローネ以上の人物が犯した場合、一律半分に減刑する。但し凶作やあられなどにより損害を受けた場合は、100クローネ未満の人物と同様の処分とする、④森林賦役については、一律廃止とする、⑤森林侵犯が村落ぐるみで行われた場合、樹皮の除去や樹脂、松材を得るためのもの以外は無罪とする、⑥国有林の強奪や開墾はこの恩赦の対象外であり、当該の法規が適用される、と整理できる[97]。

当局は、このような懐柔策をも織り交ぜつつ状況の改善を図ったが、森林法違反件数を示した表7から分かるように、その目的を果たせず、逆に住民の間に短期の拘留刑を引き換えに国有地を獲得できるという観念を広める結果となった[98]。この森林利用についての統治

94 *Bericht* 1909, p. 151. なお、この干草の売却が納税のためにやむを得ず行われたのか、あるいは国有林への「違法」放牧を見越して行われたものであるのかについては、現段階では判断できない。

95 ABiH, ZMF, Präs. BH. 1693–1911, Regelung der Usurpationen und Rodungen im Waldgebiete Vučjak der Kat. Gemeinde Vrela. この場合、地方行政府から派遣される営林官吏と測量技師に加え、当該郡の郡長と営林官吏、当該森林のある町村の代表が土地を移譲する方法を現地で決定した。このような方式は、ボスニアとモンテネグロとの国境地域においても採られた。このような方式が一般的であったか否かは、史料上の制約上ここでは明言できないが、当局による取り組みの一端を見ることはできる。

96 企業には住民の用益権を保護する義務、企業の設置した交通機関を住民の利用に供することも定められた。Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, pp. 231, 235.

97 ABiH, ZMF, Präs. BH. 1901–1908, Alleruntertänigster Vortrag, betreffend ausserordentliche Nachsicht von Forstfrevelstrafen.

98 Otto von Frangeš, *Die sozialökonomische Struktur der jugeslawischen Landwirtschaft* (Berlin: Weidmann, 1937), p. 205.

表 7　ボスニアにおける森林法違反件数

年	摘発件数	罰金				
		合計	一件当たり	納入額	未払い額	未払い率
		（クローネ）				（%）
1907	36,629	591,945	16.16	33,717	558,228	94.3
1910	37,155	705,839	18.99	30,269	675,570	95.8
1911	47,448	921,286	19.41	41,597	879,689	95.6
1912	47,145	1,306,551	27.71	44,956	1,261,595	96.6
1913	43,670	1,614,245	37.83	37,737	1,576,508	97.7

出典：Feifalik, *Ein neuer aktueller Weg*, p. 50.

者側と住民との間に存した懸隔に関しては、ボスニア地方行政府経済部第 5 課の課長として農地政策に深く関わっていたファイファリクの以下の指摘が正鵠を射ているように思われる。「一方では農民に［中略］土地の占取を禁じる国家が、他方では外部からの入植民に土地を与え、外国の企業や土着の投機家に木材を売却することが理解できない[99]」。

このような危機的な状況を打開するために当局に残されていた選択肢が、ボスニア土地台帳法（1884 年）第 27 条にそくした、共用森林・共用放牧地の分離であった。この措置は、従来の共用森林と共用放牧地に境界線が欠けていたこと、また管理を担う地域団体組織が欠けていたため、この時点まで行われていなかったのである[100]。この内、後者の問題は村落自治体に関する法律（1907 年 2 月 8 日）により解決された。同法によって、現存する村落組織に法的な承認が与えられることとなり（第 1 条）、村落財産の管理がその代表者に委ねられたのである（第 22 条）[101]。

その後、この共用森林・放牧地の分離問題は、1910 年 2 月に開設されたボスニア地方議会[102]に持ち込まれたが、森林をめぐる利害が幾重にも交錯していたために、実際の議論にいたる

99 Feifalik, *Ein neuer aktueller Weg*, p. 53. これに関して、同時代の経済学者ノイラートは、森林保護のためにさまざまな規制策を行っても、「あらゆる指示や刑罰は、農民層の適切な啓蒙に成功せぬ限りは十分なものではない」と指摘し、当局の施策に疑問を呈している。Otto Neurath, “Kriegswirtschaftliche Eindrücke aus Bosnien,” *Der österreichische Volkswirt* 5, no. 2 (1913), p. 583.

100 *Bericht* 1913, p. 53.

101 *Bericht* 1907, pp. 19–20. 法令の条文は、*Gesetz* 1907, pp. 39–48.

102 ここでボスニア地方議会について簡潔に整理しておく。1910 年 6 月 15 日に初招集されたボスニア議会は、各宗派（ムスリム、セルビア正教、ローマカトリック、ユダヤ教）の代表や上級裁判所長官、サラエヴォ市長、商工会議所会頭などの特別議員 20 名と公選議員 72 名の計 92 名から構成された。紙幅の関係上、議会の立法権についてのみ付言しておくと、議会には軍や鉄道などについては権限がなかったが、民法、商法、林業・農業、土地所有関係、文化・教育制度、衛生制度、地方行政府に属している財産の処理などに関しては立法権を有していた。但し、地方議会で決議される全ての法案に関して、まず帝国両半部政府の同意を得る必要があった。Valeria Heuberger, “Politische institutionen und Verwaltung in Bosnien und der Hercegovina 1878–1918,” in Adam Wandruszka, ed., *Die Habsburgermonarchie 1848–1918* 7, no. 2 (Vienna: Österreichische Akademie der Wissenschaften, 2000), pp. 2417–2419.

までの調整は難航した。つまり一方には、国有林を最大限確保したい行政府側と、それを用益権行使地もしくは開墾地として確保したい農民が対峙し、これにオスマン時代に事実上所有していた森林の奪還を図るムスリム地主の思惑が絡んでいた。また他方には、自らの私有林における権利を確保したい地主[103]とそれを阻むクメット[104]の対立が存在していたのである[105]。ボスニア地方行政府の元統計局長であったシュミットが「近い将来における森林用益権の規制、そして場合によってはありうるであろう、より特殊な共用森林の分離は、今後のボスニア営林当局にとって、もっとも悩ましい問題であることは明白である」と書いた背景には、このような状況があったのである[106]。

3-2.「共用森林・共用放牧地分離法」

通称「共用森林・共用放牧地分離法」（以下「分離法」とする）は、大戦直前の 1914 年 6 月 20 日、つまりサラエヴォ事件の 8 日前にボスニア地方議会で可決されたため[107]、皇帝の裁可を得ることができず、実際には運用されなかった[108]。こうした事情から、先行研究において取り上げられることは少なく、その全貌を紹介したものは、ほぼ皆無といってよい。たとえばトマセヴィッチは、「共用牧草地・共用森林の地域とその使用を、特別法によって規制することを計画していたが、第一次世界大戦によって妨害された[109]」と紹介したにとどまり、イマモヴィッチも同様である[110]。唯一ハウプトマンは、「分離法」が地役権を負わない国有林の創出と農地問題の解決に貢献する可能性を指摘しているが、具体的な分析はなされていない[111]。

103 先にみたように、クメット関係の下にあった森林（チフトリキ森林）では、ムスリム地主ではなくクメットの用益権が優先されていた。そのためムスリム側は、この法律の審議過程で、チフトリキ森林におけるクメットの用益権を共用森林・放牧地に転嫁しようと図った。Nusret Šehić, *Autonomni pokret muslimana za vrijeme austrougarske uprave u Bosni i Hercegovini* (Sarajevo: Svjetlost, 1980), pp. 300–302. 1914–16 年の行政報告が、森林の用益権者に損害がなく、国有林への影響が少ない場合は、可能な限り地主の正当な希望に譲歩すべき旨を記しているのはこのような地主の立場への配慮とも読める。*Bericht* 1914–16, p. 93.

104 クメットの多くを占めるセルビア系の議員の一部は、罰金の支払い先を国から地方共同体に変えたのみである点、村落が形成されていない点、国有林の開発に対する抵抗を除去するものにすぎないものである点を理由に「分離法」に反対し、またその私有林におけるクメットの用益権保護を廃止しようとする地主側を批判した。Šehić, *Autonomni pokre*t, p. 299; Edin Radušić, “Agrarno pitanje u Bosansko-hercegovačkom Saboru 1910–1914,” *Prilozi* 34 (2005), p. 151.

105 この状況を踏まえ、ファイファリクは「分離法」を「共用森林、放牧地の分離に関心を抱く、さまざまな諸々の勢力間から編み出された魚子織り Diagonole」と形容している。Feifalik, *Ein neuer aktueller Weg*, p. 54.

106 Schmid, *Bosnien*, p. 492.

107 バルカン戦争による政情不安も、審議を長引かせた一因となった。Šehić, *Autonomni pokret*, p. 296.

108 Robert J. Donia, *Islam under the Double Eagle: The Muslims of Bosnia and Hercegovina, 1878–1914* (New York: Columbia University Press, 1981), p. 173.

109 Jozo Tomasevich, *Peasants, Politics and Economic Change in Yugoslavia* (Stanford: Stanford University Press, 1955), p. 109.

110 Imamović, *Pravni položaj*, p. 70.

111 Hauptmann, *Die österreichisch-ungarische Herrschaft*, p. 210.

「分離法」の眼目は、「今や当局の主な課題が、歳入の源泉である森林を保全することであるならば、至極当然のように、これに続いて住民の森林・放牧地利用のために必要な土地を確保し、容易かつ正当な用益に供するべきであるという要求がなされる」という創案理由書からの一節より窺知しうる[112]。つまり、住民による森林用益権の行使が森林に損害を与えており、それを除去することが最も重要な点であり、そのために住民の需要充足に要する森林を国有地から分離することが目指されたのである。さらに理由書からは、1907 年の村落自治体に関する法律が、「分離法」の絶対条件であったこと、また規制に際しては、現地の特殊な法的関係、つまりオスマン帝国の土地法と森林法、ハプスブルク帝国の土地台帳法（1884 年）に顧慮する必要があるという当局の意図を読み取れる[113]。

全 22 条からなる「分離法」の内容を抄述すると以下のとおりである[114]。同法の目標は、第 1 条にあるとおり「共用森林と共用放牧地は、国有地から分離され、境界を設け、用益権をもつ人が利用するために、土地台帳に地域団体の所有物と記載され」ることにあった。共用森林・放牧地の用益権を有するのは土地所有者、地主とクメット、団体であり（第 2 条）、ダルマティアとの境界付近にある公有放牧地域は同法の適用外とされた[115]（第 3 条）。分離の対象となったのは「正当な需要を継続的に満たすために、各々の地域団体において用益権を持つ人に必要」な森林、放牧地であり（第 4 条）、それで足りない場合は、新たな土地の分与が規定された（第 7 ～ 9 条）。第 6 条は、「経済的、そして行政面の利益のために、従来利用した森林、放牧地地域の変更が必要とされた場合、森林と放牧地が他の適切な場所で適切な大きさに分離される」と代替地について定めている。分離によって、耕作に不利益が生じる場合や当該森林が保護林の場合は、用益権の規制のみに留められること（第 10 条）、共用森林と共用放牧地の分離と土地台帳への記入により、従来の用益権が消滅することも決められた（第 11 条）。

この分離作業は、第 12 条に書かれた通り、各郡の郡委員会、サラエヴォの中央委員会による実施を予定した。郡長や各宗派の代表からなる郡委員会（第 13 条）は、必要な調査を行うと共に、利益者集団間（村落、小規模の集団など）の妥結に取り組み（第 14 条）、その上に位置する中央委員会は、総督代理と関連部署の官吏、及び 3 名の住民代表から構成され（第 16 条）、郡委員会の調査の全般的指導、和解の許可をつかさどった（第 17 条）。異議申し立ては、決定から 6 週間以内に可能であり、共通財務省が最終判断を下す旨が規定された（第 18 条）。また「分離法」に基づく作業の必要経費は、基本的にすべて国庫負担とされたのである（第 20 条）。

---

112 Kriegsarchiv Wien (以下 KA), KM, Präs. 81–47/2, Motivenbericht zum Gesetzentwurf über die Ausscheidung von Gemeidewäldern und Gemeindeweiden.

113 KA, KM, Präs. 81–47/2, Motivenbericht.

114 法案の全文は以下より引用した。KA, KM, Präs. 81–47/2, Gesetz über die Ausscheidung von Gemeidewäldern und Gemeindeweiden aus ärarischem Besitz.

115 この問題について帝国西半部政府は、「分離法」承認の条件として、ボスニア当局が同地におけるダルマティア住民の正当な用益権を、彼らにとって死活的利害に関わる権利であることを明確に承認することを提示している。ABiH, ZMF, Präs. BH. 575–1913, Exoffo. Gesetzentwurf über Ausscheidung der Gemeinde- wälder und Weider aus dem ärarischen Bezitze.

「分離法」の内容は如上の通りであるが、この法律の特徴として、分離に際して従来の共用森林・放牧地だけでは用益権の行使に十分でない場合、国有林からの新たな割り当てが定められたこと[116]（第 8 条）、複雑な利害関係の調整を進めるために郡委員会や中央委員会といった種々の機関の設置が予定されたこと（第 13、16 条）、分離作業への住民側の参加も見込まれていたこと（第 14 条、16 条）、住民側が分離作業に要する費用負担を免除されていたこと（第 20 条）などを挙げることができる。

3-3.「分離法」の意義とその課題

結果的には幻に終わった「分離法」は、国有林の確保をその主目的としていたことは先に述べたとおりであるが、それを前提としたうえで、さまざまな利害が錯綜していた森林所有をめぐる諸問題を解決するための道筋を示したことは間違いない。また当局側の見解によれば、ボスニアにおける農業問題を解決するうえで、「分離法」はクメット層の解放と共に不可欠な政策の一つであった[117]。但しその実施にあたって、幾つかの問題が存在していたこともまた否定しえない。地方行政府の幹部として農地政策を担当していたファイファリクは、「共用森林・共用放牧地の分離作業を一夜にして行いうると考えるのは誤りかもしれない。さらに 52 のすべての郡で同時に始められると考える人はさらに少ないだろう[118]」と書いているが、これは分離作業の完遂に相当の時間と費用、労力を要するという行政府側の認識を示したものといえる。また、当局が問題視していた住民による用益権の行使方法の改善も、分離作業によって即座に解決されるものではなく、農業経営の抜本的変革なくしてその実現は困難であった[119]。少なくとも分離作業の段階では、その時点における「非経済的な利用」を基準として作業を進めざるをえなかったのである[120]。

最後に、「分離法」に関する行政文書に頻繁に現れる、零細農への土地分与とそれに伴う農業振興の問題について付言しておきたい。これについて 1909 年の行政府報告は、共用森林・共用放牧地として必要とされない国有地の内、農業に適してはいるが林業経営にとって重要ではない森林や牧草地を、十分な土地をもたない住民に分配することによって、彼らの経済状況を改善する企図を書いている[121]。同様の表現は創案理由書にも見受けられるが[122]、

116　「分離法」に国有林のさらなる拡大の意図はなかったといえる。Šehić, *Autonomni pokret*, p. 298.

117　Shek, “Die Agrarfrage,” p. 141.

118　Feifalik, *Ein neuer aktueller Weg*, p. 118.

119　これに関しては、かつてディミッツは「主として耕作の進歩と別種の家畜飼育がもたらす、秩序だった農業経営からもたらされるだろう」と述べ、この過程を促進する条件として、①クメット層の解放、②新たな耕地の創出と現存する耕地の土地改良、③家畜品種の改善、④高山放牧地の再生を挙げている。Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. 382.

120　創案理由書は、時の経過と共に一方では石造建造物や石炭の使用、他方で家畜の畜舎内飼育や放牧地の制限によって、森林や放牧地の需要が減少することが見込まれるが、急激に転換する可能性は極めて低いと述べている。KA, KM, Präs. 81–47/2, Motivenbericht.

121　*Bericht* 1909, p. 154.

122　「国家と住民の間での森林分割を早急に行うことが、最も必要とされている。これにより、一方で当局は国家の開発下にある森林の概観を把握し、他方で、共用森林・放牧地として、また国有林として必要ではない、農耕に適した土地を用いて内地入植を大々的に進め、それによって多数の困窮した現地農民の土地不足を解消できるだろう。」KA, KM, Präs. 81–47/2, Motivenbericht.

これは多発する不法開墾や、1910 年に開設されたボスニア地方議会に大量に提出された土地分与の請願を鑑みたものであった [123]。土地分与は、既存の内地入植政策にそくして行うこととされたが [124]、零細農民層の充足を満たせる広大な土地の確保 [125]、また耕地整理の実施や農民経営の零細化を防ぐための不動産法の規制などの問題が山積していたことは容易に想像できる [126]。当局側が企図していた「分離法」に基づく土地所有構造の再編とそれに基づく農業生産の促進に関しては、その実施過程に多くの不確定要素を含まざるをえなかったのである [127]。

おわりに

本稿では、主に統治者側の史料に基づき、ハプスブルク帝国統治下ボスニアで展開された森林政策の実態について、行政機構の構築や法体系の整備、住民用益権の規制策を中心に論述してきた。最後に今一度、分析した内容を総括しておきたい。

1878 年の占領当初の段階でハプスブルク当局は、歳入確保のため、ボスニアの豊かな森林資源に着目した。しかし帝国当局は、その開発に際して、森林状況の確認や所有権の確立、森林法や森林行政機構の整備などの準備作業から着手せねばならなかった。その際に帝国政府は、旧慣を一洗して混乱を招くような措置は取らず、オスマン時代との一定の継続性を保ちながら、一連の施策によって行政機構の構築と法体系の整備を進めた。世紀転換期頃には、行政基盤の整備によって森林開発の基礎が整えられ、その結果、国有林の経営収支が黒字を計上すると共に、ボスニア木材の世界市場への進出が活発化した。占領以来、ハプスブルク側がオスマン帝国の森林法を基本としつつも、オーストリアの森林法をも取り入れる形で採

---

123 ボスニア地方行政府司法部の長をつとめたシェクは、オーストリア経済協会 Gesellschaft österr. Volkswirte の講演で、「数え切れない土地分与に関する請願が、土地を必要とする農民によってボスニア地方議会に提出され、議事録の多くの頁が、それらの貧しい農民の名前で埋められた」ことを述べたうえで、零細農場に生存能力を備えさせるために、国有地を用いる必要性を説いている。Shek, “Die Agrarfrage,” pp. 125–126.

124 *Bericht* 1913, pp. 53–54. 内地入植は、十分な土地をもたない農民世帯に対し、彼らの居住地付近にある国有地の分配という方法で行われていた。Edmund Stöger, “Die landwirtschaftlichen Verhältnisse in Bosnien und der Herzegowina,” *Monatshefte für Landwirtschaft* 2, no. 4 (1909), p. 111. 1911 年には 4002 人に 436.5 ヘクタールが与えられたが、このような速度では到底農民層による土地の要求を満たせなかったため、当局側は農地政策を転換する必要性を察知していた。その折に当局は、特に共用森林と共用放牧地の分離を考慮していたように思われる。*Bericht* 1913, pp. 52–53.

125 前出のシェクは、土地分与を必要とする零細農の数を 1910 年の国勢調査に即して、全農民世帯 283141 世帯の内、自由農民 136854 世帯とクメットと自由農民の間に位置する中間層 31416 世帯の合計約 16 万 8270 世帯とみている。Shek, “Die Agrarfrage,” p. 128.

126 Georg Grassl, *Zwei Jahre fakultativer Kmetenablösung in Bosnien und der Herzegowina* (Mitteilungen des österreichisch-bosnischherzegowinischen Interessentenverbandes vol. 10) (Vienna: Braumüller, 1914), p. 20.

127 本稿で使用しているファイファリクの著書は、この農村再編構想をより具体的に明示したものである。彼の構想の詳細は機会を改めて論じることにしたい。

長補短の実を上げ、ボスニア行政の財源確保に一定の貢献をなしたことは、同時代に一定の評価を得ていたのである[128]。

またハプスブルク当局は、住民用益権の規制においてもオスマン政府の法律を踏まえたうえで、従来の「不適切な」用益権の行使方法を一連の規制策の適切な施行によって改善を試みた。しかしこの措置は、住民にとってみれば、慣習的権利として享受していた入会権の侵害に他ならなかった。住民側が、行政側の森林保護法に従わず、「不法」な放牧や開墾などによって抵抗を示したことは先に見たとおりである。つまり、この断面を見れば、統治者による法規制と住民の慣習との衝突であった。但しボスニアの森林をめぐっては、さらに地主＝小作関係に関する森林用益問題、主としてムスリム地主と当局側の間に生じていた森林所有権をめぐる軋轢といった問題が加わったため、状況はより複雑化した。行政府側が、自らの権益を確保しつつ、これらの森林所有と入会について利害関係を持つ諸勢力を満足させる投錨点を探った結果が、この「分離法」だったのである。

先に見たとおり、多くの先行研究は、「分離法」が時宜を失したものとみなしており、確かに結果のみを見れば、その見解もやむを得ない。しかし、法律の内容やその背景を切り捨てて判断を下すのは早計であろう。勿論、「分離法」に基づく森林・放牧地問題の解決は、統治者側の利害確保を前提としたものであり、同法に関する一連の作業や、その後に予定されていた零細農の救済計画が、さまざまな問題を孕んでいたことは銘記しておかねばならない。また本稿は、統治者側の史料にその大半を依拠しているため、より客観的な評価を下すためには、多角的な分析が必要である。しかし、ボスニアのような民族・宗教関係が入り組んだ地域において、国民経済に深く関わる森林をめぐる錯綜した利害関係を調整し、「分離法」を成立させたこと自体は、決して曇ることのないハプスブルク帝国の成果ではないだろうか。

128　ディミッツは、「台湾において我々と類似した課題に取り組んでいる」日本が、ボスニアの研究を熱心に行っていた旨を紹介している。Dimitz, *Die forstlichen Verhältnisse*, p. IV.

The Forest Policy in Bosnia-Herzegovina under the Habsburg Government: Opposition and Compromise between the State Intervention and Common Rights

Murakami Ryo

This article aims to analyze the forest policy of the Habsburg government. Bosnia-Herzegovina was mainly agricultural land under the Habsburg monarchy. According to the census in 1910, about 88 percent of the inhabitants were engaged in agriculture. In addition, the surface area of Bosnia-Herzegovina was 51,155 square kilometers of which more than half was forest.

Negatively evaluating the governance of the Habsburg authorities in Bosnia-Herzegovina in general, historiography considers its agricultural policy a particular failure. Although the forest (including the pasture) was essential for the annual revenue of Bosnia-Herzegovina and for the farm management and livestock breeding of the peasant population, only slight attention has been paid to the forest policy. For example, Sugar and Begović studied the national forest development policy under Habsburg rule but did not engage in study of the forest administrative system and regulation of the inhabitants' usufructuary rights (in German, *Servitut*). Imamović explains this problem, but he does not handle the entire policy. Under such research conditions, this article focuses on these problems.

In the first chapter, I describe the forestal situation under the Ottoman Empire in Bosnia-Herzegovina and business relations concerning woods. The Ottoman government established a land law in 1858 and a forest law in 1869. The authorities tried to regulate the state's ownership of the land and the woods by these two laws. The forest law would regulate the inhabitants' usufructuary rights. However, the Habsburg authorities dismissed this law merely as an "armchair theory" and found forest control in Bosnia-Herzegovina insufficient. Trade in wood in Bosnia-Herzegovina was not active, either. According to a report of the English consul, dealings were limited to oak staves; however, the value of these trading goods had risen at the end of the nineteenth century. The foreign trade statistics of the Habsburg authorities showed an increase in exports, diversification of exports (for example, lumber, sleepers, firewood, etc.), and expansion of the market. The market area spread throughout not only Europe but also Africa and Asia (for example Egypt, Tunisia, South Africa, India, and China). This evidence demonstrates the change of forestry conditions after the Ottomans' cession of Bosnia-Herzegovina to the Habsburgs in 1878.

The second chapter deals with the process of building a forest administrative mechanism, the actual conditions of management of the state forest, and regulation of inhabitants' usufructuary rights. The Habsburg authorities continued the tradition of the "forest law (1869)" of the Ottoman Empire. The main measure of the authorities was to regulate the measurement of ownership of the woods and forests, and a boundary was set up around the state forest. The authorities prepared a forest administrative organ on the basis of country offices (*Bezirksamt*). For this purpose, they increased the number of government officials and established a secondary school to educate future government officials. Management of the state forest resulted in a surplus, realized by implementing a series of policies at the beginning of the twentieth century. While it allowed them to control the inhabitants'

farm management, the authorities did not at the beginning regulate the Ottoman Empire's usufructuary rights of its inhabitants. However, since the former Ottoman law stipulated a heavy fine for encroachment onto the forest, the government had to issue a new regulation. The authorities attempted to tighten the law aiming at managing forestry. But these measures did not seem to work effectively, as the authorities simply had to repeat the same instructions.

The third chapter tackles the problem of regulating the inhabitants' usufructuary rights and the "Law on exclusion of municipality forest and pasture from state-owned land (*Gesetz über die Ausscheidung von Gemeindewäldern und Gemeindeweiden aus ärarischem Besitz*)." The regulation by the government of Bosnia-Herzegovina triggered resistance among the people, as it went against their tradition. Many ignored the governmental measure, committing forest theft. The authorities coped with these offences by imposing fines and imprisonment on thieves and afterwards granted amnesty. These measures did not serve as a solution to the problem. Indeed, the government intended to offer the forest and pasture to the municipalities, but was unable to go through with it for lack of a control group. This problem was solved by a law concerning the administration of village communities (*Gesetz über die Verwaltung der Dorfgemeinden in Bosnien und der Herzegowina*). Based on these conditions, the government attempted to divide the forest and pastures into municipality forest and state forest, but the interest relations of the forest (and pastures) were very complicated. In other words, because conflicts emerged not only between farmers and state, but also between landowners and state and landowners and tenants, the forest problem in Bosnia-Herzegovina became increasingly complicated. In fact, the settlement of these disputes took a long time, to be precise, until the eve of World War I. The purpose of this law was to separate the state forest from usufructuary rights and give the forest and pastures to the municipalities. The government also intended to better use uncultivated land.

The content of my work can be summed up in the following three points:

1. The Habsburg authorities composed their forest administration and forest law based on the law of the Ottoman Empire. In short, the government tried to first apply the lax regulation of the Ottoman Empire, but after that, started to change it gradually.
2. The series of policies of the government provided a base for the development of the forest. That is to say, the Habsburg government succeeded in creating a favorable investment environment, but took into account the inhabitants' usufructuary rights as well.
3. The regulation plan for the common rights of the inhabitants caused opposition among the people and did not have any effect. This forced the government to enact a law on "forest separation" and to strive to reconcile differing interests in this way. There were certainly many difficulties in the execution of this law. But one should not overlook the effort made by the Habsburg authorities in establishing this law.